

# 「内容証明」の価値

2025年12月25日 沖田行政書士事務所

意外と手軽でそれなりの威力のある内容証明を知っていますか？

多くの方は「訴訟」、「裁判」というものからは縁遠く、一生のうちで関わることもほとんどないと思います。一方で、

- ・お金を貸したがシノゴノ言ってなかなか返してくれない
  - ・こんな仕打ちを受けたが泣き寝入りするのは我慢できない
  - ・これって何かおかしくない、ごまかされているような気がする
- このような高額な話ではないが、放置しておくことは納得できない、という事案に突き当たる方は結構おられるのものと思います。

このような問題にぶち当たった時でも、お互い話をして、納得のいく和解ができればそれが何よりの結果です。しかし、個人で対応する場合には、相手方しだいでなかなか納得できる結果が得られないとか、そもそも相手にもされず話をすることもできない、ということも多々あるかと思います。

それをいきなり提訴にもっていくのも気が引けることもあるでしょうし、提訴を弁護士にお願いしたが委任費用が高額になるためなかなか頼めないとか、逆に提訴の請求金額が小さいために断られる（受けてもらえない）というケースも結構聞いています。

いったいどうしたらいいのか！と言いたくなるところでしょう。

そのような時に役立つのが「内容証明」です。自分の主張を相手方に請求し、且つ公的に認められる記録として残す、というやり方です。この「内容証明」は、依頼者が行政書士に問題の経緯やその請求の根拠を説明し、行政書士が根拠を含めて整理した書面を作成し、相手方への郵送までの手続きを代行するというものです。行政書士に支払う費用は1万円～2万円程度で行うのが一般的で、手軽に依頼できるものです。また、相手方と直接面と向かうこともなく、行政書士を

# 「内容証明」の価値

2025年12月25日 沖田行政書士事務所

通して自分の主張（期限を含めて金銭を請求するなど）を公的文書として相手方に送達でき、依頼者自身の実務的・精神的負担は大きく軽減されるものです。

内容証明を相手方に送達した後、相手方が請求内容に従えばそれで良し。もし内容証明で示した請求を無視されるするようなことがあれば、次の段階として簡便な手続きである「支払督促申立て」、もしくは「少額訴訟」という制度が簡易裁判所に準備されています。この2つの制度は、本人が訴状を提出できるレベルの簡便で短期決着を目的とした手続です。「裁判なんていろいろ難しいことがあって関わりたくない」とか「お金がかかるし怖くて提訴することができない」とかいう人たちにこそ活用すべき制度になっています。

「おかしいな」、「納得できないけどなあ」、「我慢ならないけどめんどうだなあ」とかで泣き寝入りしていた事案を、内容証明を活用して「表ざた」にし、要求すべきことをしっかり要求する。これで何かもやもやしていたものをスカッとさせてみませんか？

「内容証明」の相談・問い合わせは、  
“沖田行政書士事務所”にお声がけください。

---

沖田行政書士事務所

行政書士 沖田齡次

〒730-0045 広島県広島市中区鶴見町3-21 NCビル3F 312号室

TEL: 090 5067 6619

Email: [okitareiji66@gmail.com](mailto:okitareiji66@gmail.com)

---